

## 実親子関係事件の国際裁判管轄

## 1 中間試案の提案

【甲案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき  
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）（注5）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある

## 国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消の訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第2号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5) 【甲案】③及び【乙案】②について、当該訴えにかかる身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとするか否かについては、引き続き検討する。

(注6) 【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

## 2 検討すべき論点

### (1) 身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることのみをもって日本の裁判所の管轄権を肯定することの適否（【甲案】と【乙案】）

部会においては、実親子関係事件についても、当事者対立型の争訟性のある事件類型であるとして、基本的には、婚姻・離婚に関する訴えと同様の規律が妥当するとの意見が多数であった。

もっとも、実親子関係事件においては子の利益を重視すべきであるから「子の住所」を管轄原因とすることも考慮すべきとするなど、婚姻・離婚に関する訴えとは異なる規律の可能性を指摘する意見もあった。

【甲案】と【乙案】の考え方について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(2) 【甲案】①について身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否

部会においては、婚姻・離婚に関する訴えに関し、身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない場合、その居所を管轄原因とするべきであるとの意見があり、実親子関係事件に関しても同様の意見があった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(3) 【甲案】③について身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有することを要求することの適否

ア 当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとの見解の適否

部会においては、実親子関係事件については、婚姻・離婚に関する訴えとは異なり、身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有することを管轄原因とすれば足りるとの意見があった。この意見は、実親子関係事件が日本の戸籍の記載を変更等するための前提として親子関係を確定するため提起されている場合があり、当事者の一方が日本の国籍を有していれば日本との関連性は認められるというべきであることなどを根拠としている。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

イ 親の国籍を基準とすべきであるとする見解の適否

部会においては、【甲案】③について、子の国籍が訴えの結果により変わる場合があるとの指摘があった。例えば、嫡出否認の訴えによって嫡出親子関係が否定されることにより、日本の国籍を取得できない場合と、認知の訴えにより父子関係が形成されることにより、子が日本の国籍を取得する場合とを比較し、前者の場合、日本の裁判所に管轄権が肯定されるにもかかわらず、後者の場合、管轄権が否定されるのは不当であるとの評価を前提として、提案として、(身分関係の当事者である)親の国籍を基準に考えるべきであるとの意見があった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

(4) 【甲案】③について身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求することの適否

婚姻・離婚に関する訴えにおいては、【甲案】②(及び③)について、身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要求する見解と要求しない見解があり、実親子関係事件においても同様の問題があ

る。

部会においては、実親子関係事件については、婚姻・離婚に関する訴えよりも国籍のみによって管轄権を認める必要性が高いとする意見もあったが、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

**(5) 【甲案】④について身分関係の当事者双方が日本国内に住所を有していたことがあれば足りるとすることの適否**

部会においては、専ら認知の訴えを念頭に、実親子関係事件については、当該身分関係の当事者が共に生活していることが考え難い場合があるとして、身分関係の当事者双方の最後の共通の住所を管轄原因とする（【甲案】④）のではなく、当該当事者双方が日本国内に住所を有していたことがあれば足りるとの意見もあった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

**(6) 【甲案】⑤の緊急管轄に類する規律に係る規定の要否及び規定の内容（【乙案③】についても同様）**

実親子関係事件においても、緊急管轄に類する規律の要否及び規定の内容が問題となるところ、基本的に、婚姻・離婚に関する訴えと同様の対立があるほか、部会においては、子の利益を重視する立場から、子の住所地に管轄を認めれば、緊急管轄は不要であるとの意見もあった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

**(7) 【甲案】において合意管轄又は応訴管轄に類する規律を認めることの適否**

部会においては、一般的な合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けることに消極的な意見が強く、実親子関係事件についてのみ特別に規定を設けるべきであるとの意見はなかった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。

**(8) 【乙案】①において、身分関係の当事者である原告の住所地を管轄原因とするに当たり、居住期間等の限定を加えることの要否**

婚姻・離婚に関する訴えと同様、実親子関係事件においても、【乙案】を採用する場合には原告の住所地管轄を認めるに際し、居住期間を加重すべきであるとの意見があった。

この点について、意見募集の結果を踏まえ、どのように考えるか。